

国営飛鳥歴史公園運営維持管理業務の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

国土交通省の所管する国営飛鳥歴史公園の運営維持管理業務

契約期間：平成 24 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 3 年間

2. 実施状況に関する評価

業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、一部に目標を下回るものがあったが、公園利用者数については、設定した目標値（平成 20 年度～22 年度の実績平均値）において、平成 22 年度の平城遷都 1300 年記念事業という特殊要因が含まれていたことも影響している。受託事業者は目標の達成に向けて、ラジオ局のウォーキング大会の誘致等追加イベントの開催をはじめさまざまな努力を行い、24 年度においては 23 年度を上回る実績をあげるとともに、更に 25 年度は改善が図られていることは評価できると考えられる。

また、受託事業者の改善提案に基づいて、飛鳥ならではの歴史イベント・プログラム等が実施された。このことは、飛鳥という日本の貴重な歴史遺産の特性を理解し、これを生かすための民間事業者の創意工夫が発揮され、当公園の魅力を一層高めたとして評価できる。

3. 実施経費に関する評価

平成 24 年度における委託費の支払額は、167,907 千円である。民間競争入札実施前の平成 23 年度の実施経費 174,785 千円と比較して、6,878 千円 (3.9%) の削減となっており、経費の削減が図られていると評価できる。

4. 今後の事業について

民間競争入札の導入により、実施経費の削減がなされている。業務の質の確保については、特殊要因を除けば概ね確保されており、受託事業者の努力と創意工夫が発揮され、良好な実施状況であると評価できる。また今後も、国土交通省と民間事業者の連携のもと、適切に事業が実施されることが期待される。このことから、次期においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスに移行した上で、事業を実施することが適当である。

なお、次期事業にあっては、これまで以上の質の維持向上と一層の民間事業者の参入促進を目指して、事業実施期間の延長、多客期（4 月～5 月）を考慮した事業開始時期の工夫、業務の引き継ぎ事項の充実及び業務担当者の兼務（計画立案及びマネジメント業務と企画運営管理業務）による業務の効率化、適切な達成目標の設定、業務評価の導入等の弛まない改善策を講じることにより、更なる成果が得られるものと考えられる。

以上